

事業計画（宮城県気仙沼市）

1. 海岸対策

① 海岸の状況

市内の地区海岸数	58地区海岸
被災した地区海岸数	49地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	17地区海岸
本復旧を実施する地区海岸数	49地区海岸

② 堤防高

平成23年9月9日に堤防高を公表※。

唐桑半島東部：T.P. 11.3m（対象津波：明治三陸地震）

唐桑半島西部①：T.P. 11.2m（対象津波：明治三陸地震）

唐桑半島西部②：T.P. 9.9m（対象津波：明治三陸地震）

気仙沼湾：T.P. 7.2m（対象津波：明治三陸地震）

気仙沼湾奥部：T.P. 5.0m（対象津波：明治三陸地震）

大島東部：T.P. 11.8m（対象津波：明治三陸地震）

大島西部：T.P. 7.0m（対象津波：明治三陸地震）

本吉海岸：T.P. 9.8m（対象津波：明治三陸地震）

※ 公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、平成23年12月までに策定※済み。

これに基づく本復旧工事の実施については、復興計画を踏まえ、他の事業との調整等を進めながら今後決定する。

本復旧工事の完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないよう、計画的に復旧を進め概ね5年での完了を目指す。

※ 概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっている。

④ 平成24年度における成果

- ・5地区海岸において、本復旧工事に着工※した。

※ 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっている。

⑤ 平成25年度の成果目標

- ・36地区海岸において、本復旧工事の着工※を目指す。

※ 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっている。なお、上記目標には平成24年度までに着工した地区海岸を含む。

⑥ その他

- ・地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。

海岸保全施設の復旧にかかる事業計画

市町村	地区海岸名	堤防護岸 延長 (m)	主な施設	施設の高さ (T.P)		応急 対策	復旧の予定						H24予算での 実施内容	H25年度の 実施内容等	その他の場合に詳細を 記載
				被災前 現況高 (m)	被災後 復旧高 (m)		概要計画 策定	詳細計画 策定	左記の 実施状況	工事 着工	左記の 実施状況	工事 完了	左記の 実施状況		
気仙沼市	中井地(神止)	734	護岸	4.50	4.50	—	H23.11	H24	策定予定	H25	着工予定	H26以降 完了予定	地元調整済み	本工事	
気仙沼市	中の浜	320	護岸, 突堤	4.50	4.50	—	H23.11	H24	策定予定	H25	着工予定	H26以降 完了予定	地元調整済み	本工事	
気仙沼市	社松	150	護岸	4.20	4.20	—	H23.11	H24	策定予定	H25	着工予定	H26以降 完了予定	地元調整済み	本工事	
気仙沼市	船尻	127	護岸, 離岸堤	4.50	4.50	—	H23.11	H24	策定予定	H25	着工予定	H26以降 完了予定	地元調整済み	背後の復興計画の策定・調整等	
気仙沼市	鶴ヶ浦(王の浜)	487	護岸	3.00	3.00	—	H23.11	H24	策定予定	H25.1	着工済み	H25以降 完了予定	本工事等	本工事	
気仙沼市	田の尻	277	護岸	4.00	4.00	—	H23.11	H24	策定予定	H25.3	着工済み	H26以降 完了予定	本工事等	本工事	
気仙沼市	横沼	122	護岸	4.50	4.50	—	H23.11	H24	策定予定	H25.3	着工済み	H26以降 完了予定	本工事等	本工事	
気仙沼市	登米沢	820	護岸, 離岸堤, 突堤	4.50	4.50	—	H23.11	H24	策定予定	H25.1	着工済み	H25以降 完了予定	本工事等	本工事	
気仙沼市	鮎立漁港	634	護岸	2.42	9.90	—	H23.11	H25.9	策定中	H26.6	着工予定	H28.3	完了予定	・詳細設計	背後の復興計画の策定・調整等
気仙沼市	松岩漁港	671	防潮堤	3.12	7.20	—	H23.11	H25.9	策定中	H26.6	着工予定	H28.3	完了予定	・詳細設計	背後の復興計画の策定・調整等
気仙沼市	波路上鹽港	1,854	護岸	4.52	7.20	完了	H23.11	H25.9	策定中	H26.6	着工予定	H28.3	完了予定	・詳細設計	背後の復興計画の策定・調整等
気仙沼市	浦の浜鹽港	352	防潮堤、護岸	3.11	7.80	—	H23.11	H25.9	策定中	H26.6	着工予定	H28.3	完了予定	・詳細設計	背後の復興計画の策定・調整等
気仙沼市	気仙沼鹽港	3,315	防潮堤、護岸	3.11	7.20	完了	H23.11	H25.9	策定中	H26.6	着工予定	H28.3	完了予定	・詳細設計	背後の復興計画の策定・調整等
気仙沼市	只越漁港	221	護岸	6.12	11.30	完了	H23.10	H26.3	策定中	H26.5	着工予定	H27.3	完了予定	・詳細設計	地権者等との調整
気仙沼市	神止浜漁港	85	護岸	4.42	4.42	完了	H23.12	H25.5	策定予定	H25.7	着工予定	H26.3	完了予定	・詳細設計	本工事
気仙沼市	宿舞根鹽港	1,986	護岸	3.22	9.90	完了	H23.10	H26.3	策定中	H26.5	着工予定	H28.3	完了予定	・詳細設計	地権者等との調整

市町村	地区海岸名	堤防護岸 延長 (m)	主な施設	施設の高さ(T.P)		応急 対策	復旧の予定						H24予算での 実施内容	H25年度の 実施内容等	その他の場合に詳細を 記載	
				被災前 現況高 (m)	被災後 復旧高 (m)		概要計画 策定	詳細計画 策定	左記の 実施状況	工事 着工	左記の 実施状況	工事 完了				左記の 実施状況
気仙沼市	鶴ヶ浦漁港	1,335	護岸、防潮堤	2.46	9.90	—	H23.10	H26.3	策定予定	H26.5	着工予定	H28.3	完了予定	・詳細設計	地権者等との調整	
気仙沼市	川原漁港	1,130	防潮堤	4.52	7.20	—	H23.10	H26.3	策定中	H26.5	着工予定	H27.3	完了予定	・詳細設計	地権者等との調整	
気仙沼市	横沼漁港	334	防潮堤、護岸	5.12	5.12	完了	H23.10	H25.5	策定予定	H25.7	着工予定	H26.3	完了予定	・詳細設計	一定の安全確保がされている ため他地区を優先	
気仙沼市	駒形漁港	291	防潮堤	4.50	7.00	—	H23.10	H26.3	策定中	H26.5	着工予定	H27.3	完了予定	・詳細設計	地権者等との調整	
気仙沼市	要害漁港	559	防潮堤	4.12	7.00	—	H23.10	H26.3	策定中	H26.5	着工予定	H27.3	完了予定	・詳細設計	一定の安全確保がされている ため他地区を優先	
気仙沼市	土台磯漁港	80	護岸	4.52	4.52	—	H23.12	H26.3	策定予定	H26.5	着工予定	H28.3	完了予定	・詳細設計	一定の安全確保がされている ため他地区を優先	
気仙沼市	荒谷前	159	堤防、護岸	5.50	11.30	完了	H23.11	H24.12	策定済み	H25.9	着工予定	H28.3	完了予定	背後の復興計画の策定・調整等 ・概略設計、詳細設計	本工事	
気仙沼市	稲村浜	217	護岸	4.50	4.50	—	H23.10	H24.8	策定済み	H25.9	着工予定	H28.3	完了予定	背後の復興計画の策定・調整等 地権者等との調整	本工事	
気仙沼市	後馬場	188	堤防、護岸	6.10	11.30	完了	H23.11	H24.8	策定済み	H25.9	着工予定	H28.3	完了予定	背後の復興計画の策定・調整等 地権者等との調整	本工事	
気仙沼市	高石浜	107	護岸、離岸堤	4.50	4.50	完了	H23.10	H24.8	策定済み	H25.9	着工予定	H28.3	完了予定	背後の復興計画の策定・調整等 地権者等との調整	本工事	
気仙沼市	栃浜	—	突堤、離岸堤	2.50	—	—	H23.10	H24.8	策定済み	H25.6	着工予定	H26.9	完了予定	背後の復興計画の策定・調整等 地権者等との調整	本工事	
気仙沼市	西舞根員浜	256	護岸	3.20	3.20	完了	H23.10	H24.8	策定済み	H25.9	着工予定	H28.3	完了予定	背後の復興計画の策定・調整等 地権者等との調整	本工事	
気仙沼市	藤浜	—	離岸堤	—	—	—	H23.11	H24.7	策定済み	H25.6	着工予定	H26.9	完了予定	・概略設計、詳細設計	本工事	
気仙沼市	田の浜	84	堤防、護岸	2.50	9.90	—	H23.11	H24.12	策定済み	H25.9	着工予定	H28.3	完了予定	背後の復興計画の策定・調整等 地権者等との調整	本工事	
気仙沼市	日向貝	263	護岸	3.20	3.20	完了	H23.10	H24.8	策定済み	H25.9	着工予定	H28.3	完了予定	背後の復興計画の策定・調整等 地権者等との調整	本工事	
気仙沼市	片浜	694	堤防、護岸	3.40	7.20	—	H23.12	H24.12	策定済み	H25.9	着工予定	H29.3	完了予定	背後の復興計画の策定・調整等 地権者等との調整	本工事	
気仙沼市	千岩田	386	堤防、護岸	3.10	7.20	—	H23.12	H24.12	策定済み	H25.9	着工予定	H29.3	完了予定	背後の復興計画の策定・調整等 地権者等との調整	本工事	

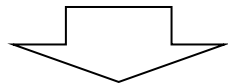
市町村	地区海岸名	堤防護岸 延長 (m)	主な施設	施設の高さ（T.P）		応急 対策	復旧の予定						H24予算での 実施内容	H25年度の 実施内容等	その他の場合に詳細を 記載	
				被災前 現況高 (m)	被災後 復旧高 (m)		概要計画 策定	詳細計画 策定	左記の 実施状況	工事 着工	左記の 実施状況	工事 完了				左記の 実施状況
気仙沼市	台の沢	277	堤防、護岸	3.10	7.20	—	H23.11	H24.12	策定済み	H25.9	着工予定	H28.3	完了予定	背後の復興計画の策定・調整等 地権者等との調整	本工事	
気仙沼市	最知	712	堤防、護岸	4.50	7.20	—	H23.11	H24.12	策定済み	H25.9	着工予定	H29.3	完了予定	背後の復興計画の策定・調整等 地権者等との調整	本工事	
気仙沼市	岩井崎	104	護岸	2.50	9.80	—	H23.11	H24.8	策定済み	H25.9	着工予定	H28.3	完了予定	背後の復興計画の策定・調整等 地権者等との調整	本工事	
気仙沼市	杉の下	15	防潮水門	3.90	9.80	—	H23.12	H24.10	策定済み	H25.9	着工予定	H28.3	完了予定	背後の復興計画の策定・調整等 地権者等との調整	本工事	
気仙沼市	亀山磯草	1,245	堤防、護岸	3.20	7.20	完了	H23.11	H24.12	策定済み	H25.9	着工予定	H28.3	完了予定	背後の復興計画の策定・調整等 地権者等との調整	本工事	
気仙沼市	磯草	139	堤防、護岸	4.50	7.00	—	H23.11	H24.12	策定済み	H25.9	着工予定	H28.3	完了予定	背後の復興計画の策定・調整等 地権者等との調整	本工事	
気仙沼市	高井浜内向	954	堤防、護岸	4.50	7.20	完了	H23.11	H24.12	策定済み	H25.9	着工予定	H29.3	完了予定	背後の復興計画の策定・調整等 地権者等との調整	本工事	
気仙沼市	中沢	640	堤防、護岸	4.50	7.00	完了	H23.11	H24.12	策定済み	H25.9	着工予定	H29.3	完了予定	背後の復興計画の策定・調整等 地権者等との調整	本工事	
気仙沼市	田中浜	—	離岸堤	—	—	—	H23.11	H24.8	策定済み	H25.6	着工予定	H26.9	完了予定	背後の復興計画の策定・調整等 地権者等との調整	本工事	
気仙沼市	沖の田	177	堤防、護岸	3.90	9.80	—	H23.11	H24.12	策定済み	H25.6	着工予定	H27.3	完了予定	背後の復興計画の策定・調整等 地権者等との調整	本工事	
気仙沼市	大谷	126	堤防、護岸、人工リーフ	4.20	9.80	—	H23.11	H24.12	策定済み	H25.9	着工予定	H28.3	完了予定	背後の復興計画の策定・調整等 地権者等との調整	本工事	
気仙沼市	中島	1,043	堤防、護岸、離岸堤	5.50	14.70	完了	H23.12	H25.3	策定済み	H25.9	着工予定	H28.3	完了予定	背後の復興計画の策定・調整等 地権者等との調整	本工事	
気仙沼市	御崎港田の浜	84	護岸	4.49	11.20	—	H23.10	5d第3四半期以降	策定中	H26d第1四半期以降	着工予定	H28.3	完了予定	一定の安全確保がされているため 他地区を優先	一定の安全確保がされている ため他地区を優先	
気仙沼市	気仙沼港樋ヶ浦	360	護岸、その他（陸間）	2.99	7.20	—	H23.10	第4四半期	策定中	H25d第2四半期以降	着工予定	H28.3	完了予定	詳細設計、背後の復興計画の策 定・調整等	本工事	
気仙沼市	気仙沼港田々沙	486	護岸、その他（陸間）	2.82	7.20	完了	H23.10	第4四半期	策定中	H25d第2四半期以降	着工予定	H28.3	完了予定	詳細設計	本工事	
気仙沼市	気仙沼港朝日	1,633	護岸、胸壁、その他（陸間）	3.19	7.20	完了	H23.10	4d第4四半期	策定中	H25.3	着工済み	H27.3	完了予定	本工事	本工事	

宮城県沿岸の地域海岸分割図

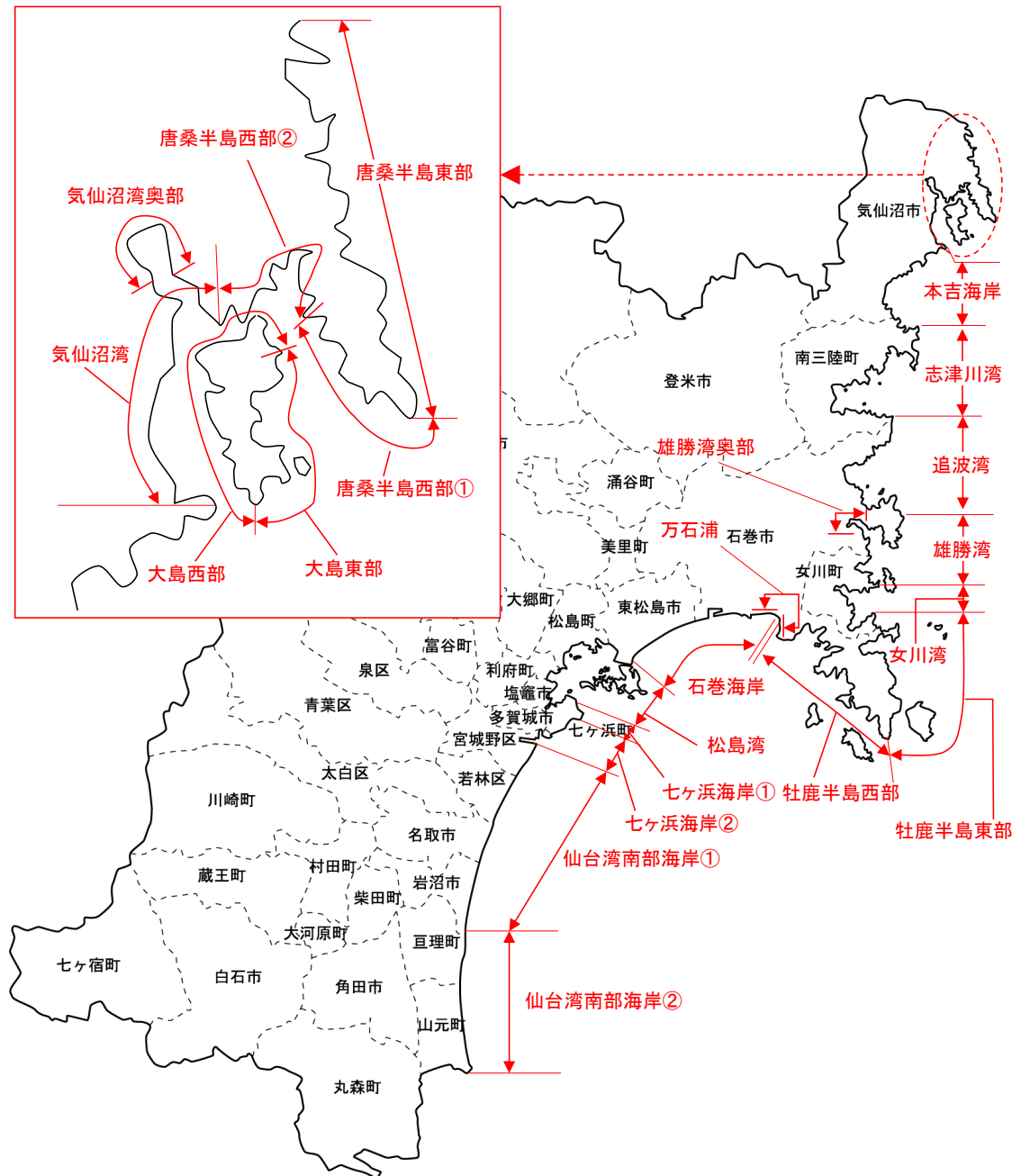
《宮城県における地域海岸の考え方》

以下の点を考慮し、同一の津波外力を設定しうると判断される一連の区間を地域海岸として設定

- 1) 湾毎の区分を基本とし、半島や離島の遮蔽効果も考慮して区分
- 2) 湾奥部における増幅等が顕著な場合は、外湾と内湾を区分。
- 3) 砂浜海岸は、大河川の土砂供給や沿岸漂砂の特性により区分。



宮城県沿岸を22の地域海岸に分割



2. 河川対策

【県・市町村管理区間】

- ① 2級水系津谷川水系など※¹の県・市管理区間では、全箇所の災害査定を完了し、31箇所※²で災害復旧事業を予定。そのうち、施設の被災及び背後地の状況に応じて緊急度の高い11箇所については大型土のう積み等による応急対策を完了。

本復旧については、平成23年度は、設計、地元調整等の施工準備が整った1箇所で着手し、完了済み。平成24年度は、新たに4箇所で本復旧に着手。

- ② 平成25年度に、新たに26箇所で本復旧に着手予定（累計31箇所）。

また、平成25年度内に3箇所（累計4箇所）で本復旧完了予定。

残る箇所についても、順次、本復旧に着手し海岸堤防の整備計画及び市が策定する復興計画等と整合を図りながら逐次整備。概ね5年を目途に全箇所完了させることを目標とする。（まちづくりと一体となって実施する区間については、まちづくりと堤防整備の調整を図りながら実施。）

併せて、堤防において液状化のおそれがある箇所については対策を実施。

- ③ 平成24年度における成果・4箇所で本復旧に着手（累計5箇所）

・1箇所で本復旧を完了（累計1箇所）

- ④ 平成25年度の成果目標

・新たに、26箇所で本復旧に着手予定（累計31箇所）

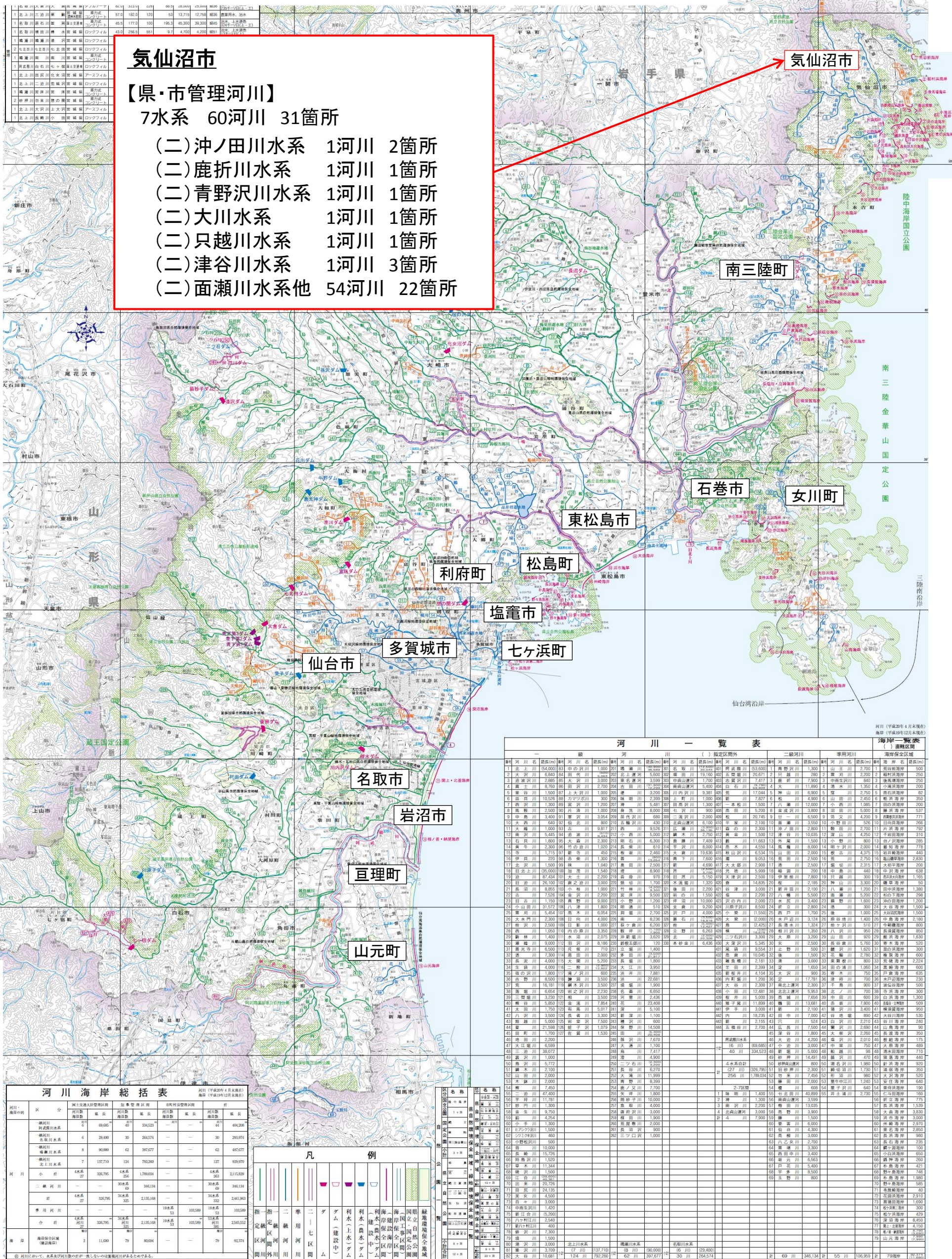
・本復旧の完了予定は、以下の通り

平成25年度末まで ：3箇所（累計4箇所）

※1 位置図を参照

※2 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

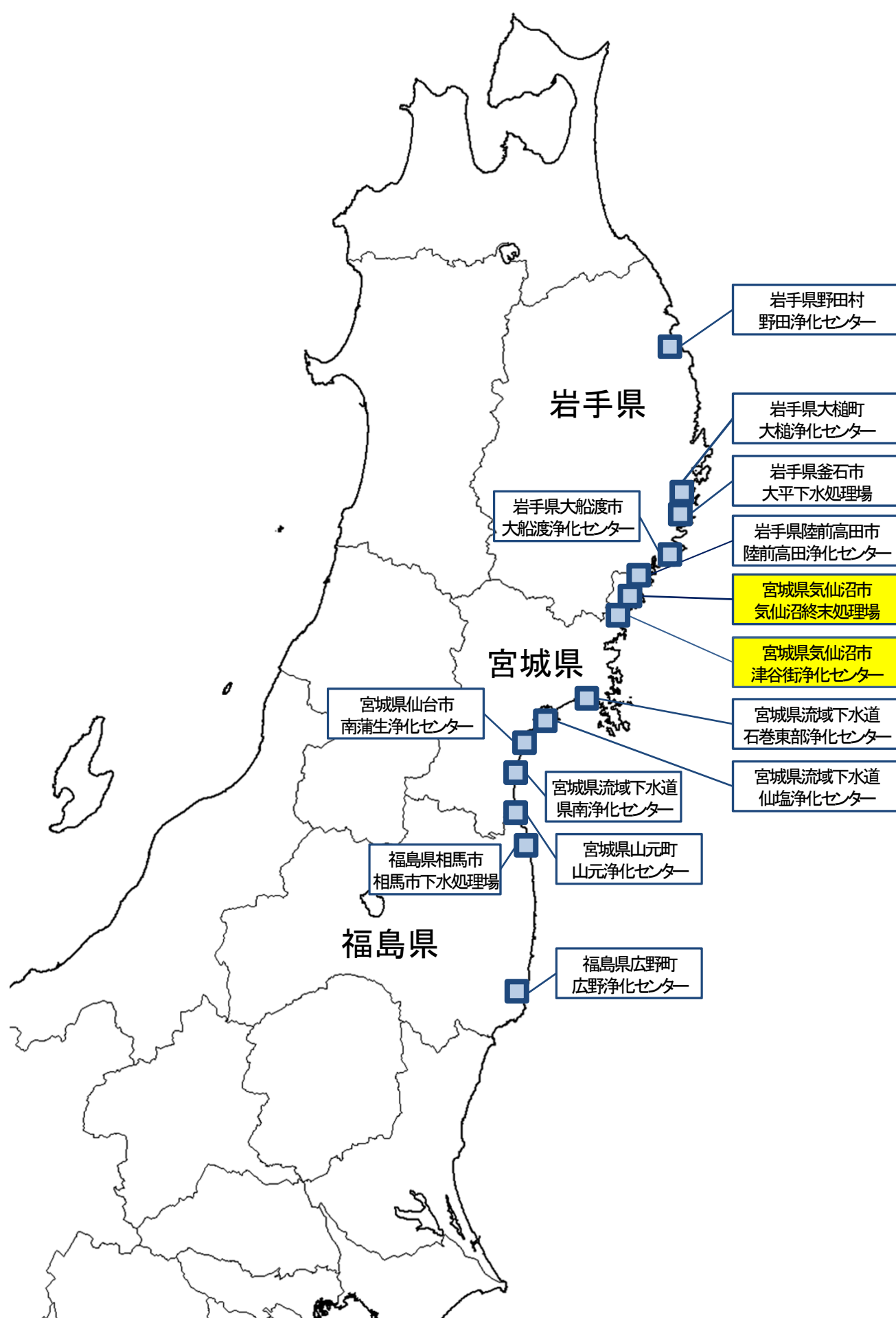
図面：宮城県提供



3. 下水道

- ① 箇所名：気仙沼終末処理場、津谷街浄化センター（※位置図を参照）
- ② 平成24年度における成果
 - ・気仙沼終末処理場については、同処理場とは別位置で通常レベルの処理を実施。原位置での本復旧に向け工事着手。
 - ・津谷街浄化センターについては、平成25年3月に通常レベルの処理を開始。
- ③ 平成25年度の成果目標
 - ・気仙沼終末処理場について、平成25年9月に原位置での通常レベルの処理開始予定

(参考)下水処理場 位置図



4. 農地・農業用施設

① 被災状況

津波により約 670ha の農地及び農業用施設に甚大な被害

② 農地等の復旧

復興計画等に基づく各種工程と調整を図りながら、早期の復旧を目指す。

○平成 24 年度から営農が可能な農地 約 104ha

（沖ノ田、内田地区等の一部農地）

○平成 25 年度から営農が可能な農地 約 194ha

○平成 26 年度の営農再開を目指す農地 約 100ha

○平成 27 年度以降の営農再開を目指す農地 約 177ha

（現時点における農地復旧の見通しを示したものであり、今後の地元調整等により、面積は変わり得るもの。）

③ 区画整理等検討状況

気仙沼地区において、実施に向け同意徴収や事業計画の作成を進めているところ。

5. 海岸防災林の再生

① 箇所名： 旧唐桑町

② 被災状況

津波により防潮堤 40m が損壊した。

③ 事業計画の内容

被災した防潮堤（40m）については、治山施設災害復旧事業により復旧する。

④ これまでの実施状況と今後の予定

防潮堤の復旧工事については、平成 24 年度に地元調整を行ったところであり、平成 25 年度に着手し、平成 26 年度中の完了を目指す。

⑤ 平成 24 年度における成果

治山施設災害復旧事業： 防潮堤の復旧工事について地元調整を行い、復旧計画を作成した。

⑥ 平成 25 年度の成果目標

治山施設災害復旧事業： 防潮工 40m
（保全対象： 県道 239 号線、農地、人家（高石浜地区）

① 箇所名： 旧気仙沼市

② 被災状況

津波により防潮堤 4,343m、森林 12.5ha が被災した。

③ 事業計画の内容

被災した防潮堤（4,343m）については、治山施設災害復旧事業により復旧する。治山施設災害事業のうち尾崎～千岩田、岩井崎、御伊勢浜の各地区は、国が特定民有林直轄治山施設災害復旧事業により代行して実施し、その他の地区については補助事業により実施する。

被災した森林は、防災林造成事業により整備を行う。

④ これまでの実施状況と今後の予定

居住可能な家屋の残っている集落が背後に存する尾崎～千岩田及び岩井崎の地区については、平成 23 年度に特定民有林直轄治山施設災害復旧事業により応急復旧を実施した。また、防潮堤の復旧工事及び森林造成の事業計画の作成に向け、これまで気仙沼市や地元住民への説明を実施した。

防潮堤の復旧工事及び森林造成の事業計画については、地域のまちづくり計画を踏まえて作成する。

今後も気仙沼市及び地元住民への説明を実施し、防潮堤の復旧工事については地元調整が完了した箇所から着手し、平成 27 年度までの完了を目指す。

森林造成については、防潮堤の復旧工事が完了した箇所から苗木の植栽を実施し、平成 27 年度までの完了を目指す。

⑤ 平成 24 年度の成果

治山施設災害復旧事業： 気仙沼市及び地元住民への説明を実施。

防災林造成事業： 気仙沼市及び地元住民への説明を実施。

⑥ 平成 25 年度の成果目標

治山施設災害復旧事業： 気仙沼市及び地域との調整が完了した箇所について、復旧工事に着手。

（保全対象： 国道 45 号線、県道 208 号線他、農地、人家（千岩田地区）

① 箇所名： 旧本吉町

② 被災状況

津波により防潮堤 235m、森林 3.4ha が被災した。

③ 事業計画の内容

被災した防潮堤（235m）については、国が特定民有林直轄治山施設災害復旧事業により代行して復旧する。

被災した森林（3.4ha）については、防災林造成事業により整備を行う。

④ これまでの実施状況と今後の予定

防潮堤の復旧工事及び森林造成の事業計画については、これまで、気仙沼市や地元住民への説明会を実施した。防潮堤の復旧工事及び森林造成の事業計画については、地域のまちづくり計画を踏まえて作成する。

今後も気仙沼市及び地元住民への説明を実施しつつ、調整が完了しだい防潮堤の復旧工事に着手し、防潮堤の復旧工事が完了後、苗木の植栽を実施する。

防潮堤の復旧工事については、地元調整が完了した箇所から着手し、平成 27 年度までの完了を目指す。

森林造成については、防潮堤の復旧工事が完了した箇所から苗木の植栽を実施し、平成 32 年度までの完了を目指す。

⑤ 平成 24 年度の成果

治山施設災害復旧事業： 気仙沼市及び地元住民への説明を実施。

防災林造成事業： 気仙沼市及び地元住民への説明を実施。

⑥ 平成 25 年度の成果目標

災害復旧事業： 気仙沼市及び地域との調整が完了した箇所について、復旧工事に着手。

（保全対象： 国道 45 号線、農地、人家（沖ノ田地区他）

（旧本吉町の沖ノ田地区は、特定民有林直轄治山施設災害復旧事業により、国が代行して実施する。）

① 箇所名： 野々下・沖ノ田海岸、野々下海岸、大谷海岸、三島海岸（国有林）

② 被災状況

津波により防潮堤 1,600m、森林 15ha が被災した。

③ 事業計画の内容

被災した防潮堤（1,600m）については、市復興計画及び他事業との調整等踏ま

え、必要な構造設計等の後、治山施設災害復旧事業により着手予定。

④ これまでの実施状況と今後の予定

防潮堤については、居住可能な家屋の残っている集落が背後に存する区間や高潮、波浪による浸水の危険性が高いところで応急復旧を実施。本復旧については、地域全体のまちづくり計画との整合を図りつつ今後の復旧方針を決定する予定。

防潮堤の復旧及び盛土等海岸防災林の林帯地盤の復旧は平成 27 年度に完了させ。苗木の植栽は、林帯地盤の復旧後、防風工の施工等が完了した箇所から順次実施し、全体の復旧を平成 32 年度に完了することを目指す。

⑤ 平成 24 年度における成果

治山施設災害復旧事業： 防潮堤 132mに着手した。

⑥ 平成 25 年度の成果目標

平成 24 年に着手した野々下海岸の完成を目指すとともに、他地区についても地域全体のまちづくり計画との整合を図りつつ今後の復旧方針の決定を目指す。

（保全対象：国道 45 号線、JR 大谷海岸駅、大谷集落等）

（なお、国有林内については、国有林野内直轄治山施設災害復旧事業等により国が直接実施する。）

6. 漁港

① 被害状況

漁港数：３８漁港

被災漁港数：３８漁港

② スケジュール

気仙沼市内の各被災３８漁港において、平成２４年度末時点で、６漁港で全延長の陸揚げ機能が回復し、１８漁港で部分的に陸揚げ機能が回復している

今後、平成２７年度までに、その他の漁港施設の復旧の完了を目指す。

7. 復興まちづくり

(1) 学校施設等

① 幼稚園・小中高等学校等

(i) 公立学校

<気仙沼市立学校>

東日本大震災により被災した市立学校のうち、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請した19校について、以下のとおり、早期の復旧を目指す。なお、甚大な被害を受けた南気仙沼小学校については、気仙沼小学校との統合を平成24年4月に行った。また、地震により、老朽化した園舎が被災した唐桑幼稚園については、平成25年度当初の移転新築の完了を目標とする。

- 比較的軽微な被害に留まる18校については、平成24年度までに10校が復旧完了している。また、8校については平成25年度前期に復旧完了する予定としている。
- 津波被害を受け、浸水区域外への移転が必要となった大谷幼稚園については、平成25年度当初に復旧完了する予定としている。

<県立学校>

気仙沼市に所在する県立学校のうち、東日本大震災により被災し、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請した又は申請予定の5校について、以下のとおり早期復旧を目指す。

- 比較的軽微な被害にとどまる4校のうち2校については、平成23年度内に事業着手し復旧した。また、残る2校については、平成23年度内に事業着手し、平成24年度内に復旧完了した。
- 津波による甚大な被害を受けた1校については、気仙沼市南部での再建を目指し、用地の取得・造成等について関係者との調整を進めた上で、平成29年度末の完成を目途に本格復旧に着手することとしている。

<県

立(ii) 私立学校

東日本大震災により被災した私立学校のうち、私立学校施設の災害復旧に係る国庫補助を申請した4校について、以下のとおり、平成24年度までに復旧完了した。

- 比較的軽微な被害に留まる2校については、平成23年度中に復旧完了した。
- 甚大な被害を受けた葦の芽幼稚園及び津波による甚大な被害を受けた葦の芽星谷幼稚園の2校については、葦の芽星谷幼稚園は平成23年度内に復旧完了し、葦の芽幼稚園は平成24年度内に復旧完了した。

② 公立社会教育施設（公立社会体育施設と公立文化施設を含む）

<気仙沼市立社会教育施設>

東日本大震災により被災した市立社会教育施設のうち、公立社会教育施設の災害復旧に係る国庫補助に申請し、または申請予定の16施設について、以下のとおり、早

期の復旧を目指す。

- 比較的軽微な被害に留まる 8 施設については、平成 25 年度前期に復旧完了する予定としている。また、応急仮設住宅に用地を提供している 2 施設については、応急仮設住宅の用途が終了後、速やかに復旧を実施する。
- 甚大な被害を受け、隣接地への移転も含めた総合的な検討が必要となった気仙沼図書館については、市の復興計画を踏まえ復旧に着手する。
- 津波による浸水及び流失の被害を受けた、中央公民館、中央公民館体育館、鹿折公民館、小泉公民館については、新たな街区配置等の推移を見ながら施設の復旧計画を策定し、平成 30 年度までの復旧完了を目標とする。また、津波により流失した気仙沼市南運動広場については、市の復興計画を踏まえ、今後整備を進める。

8. 土砂災害対策

① 箇所名：大洞沢^{おおほらさわ}2 ※①

② 地盤が緩み少量の降雨でも崩壊等が発生するおそれがあり、重要な保全対象を有している大洞沢^{おおほらさわ}2の土砂災害対策について、平成25年梅雨期までを目途に緊急的な対策を完了予定。

③ 最大震度6弱を観測した気仙沼市では、地震により地盤が脆弱になっている可能性が高く、降雨による土砂災害の危険性が通常よりも高いと考えられるため、県と気象台が連携し、平成23年3月より土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用していたが、降雨と土砂災害発生状況を考慮して基準を見直し、平成24年5月に通常基準の6割から通常基準の8割に引き上げを実施。

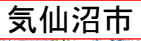
④ 平成25年度の成果目標

○大洞沢^{おおほらさわ}2

平成25年梅雨期までを目途に重要な保全対象を有している地区の緊急的な土砂災害対策を完了予定。

※位置図を参照

①大洞沢2



河川海岸総括表										河川 (平成25年4月末日現在) 海岸 (平成25年4月末日現在)
河川・海岸の別	区 分	国土交通大臣管轄河川		知事管轄河川		市町村管轄河川		道		
		河川数	延長	河川数	延長	河川数	延長	河川数	延長	
河 川	緑川川 阿波川水系	6	69,665	40	334,523	—	—	—	44	404,308
	緑川川 名取川水系	6	28,400	30	264,574	—	—	30	293,974	—
	阿波川川 愛媛川水系	8	90,000	62	397,677	—	—	62	487,677	—
	緑川川 北上川水系	7	115,730	124	792,280	—	—	127	909,970	—
	小 川	4,654 27	326,795	4,654 26	1,789,034	—	—	4,654 263	2,115,829	—
	二 級 河 川	—	—	30,658 69	344,134	—	—	30,658 69	346,133	—
	道	4,654 27	326,795	3,626 25	2,135,168	—	—	3,626 253	2,461,962	—
	準 市 河 川	—	—	—	—	19,595 53	103,589	19,595 53	103,589	53,654
	合 計	4,660 28	326,795	3,630 26	2,135,168	—	—	3,630 263	2,566,555	53,654
	海岸保安区域 (護国海岸)	2	11,630	79	80,694	—	—	79	92,374	—

9. 災害廃棄物の処理

① 推計量について

東日本大震災においては、地震による大規模な津波及び地震による建物の倒壊等により膨大な量の災害廃棄物等約 1,641 千トン（災害廃棄物が約 955 千トン、津波堆積物が約 686 千トン）発生。

② 搬入状況について

現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成 23 年 8 月までに仮置場へ概ね搬入した。

平成 25 年 3 月末現在、災害廃棄物 89%、津波堆積物 90%を仮置場へ搬入済み。損壊家屋等の基礎撤去については、隣接者との境界確定に時間を要し、早期に行えなかったなどのため、搬入が終わっていない。また、津波堆積物については、当初想定していた量を大きく上回ったため搬入が終わっていない。

残りの解体・搬入は、目標期間内に処理完了できるよう調整しつつ、実施中であり、仮置場への移動を平成 25 年 8 月末までを目途に完了させる。

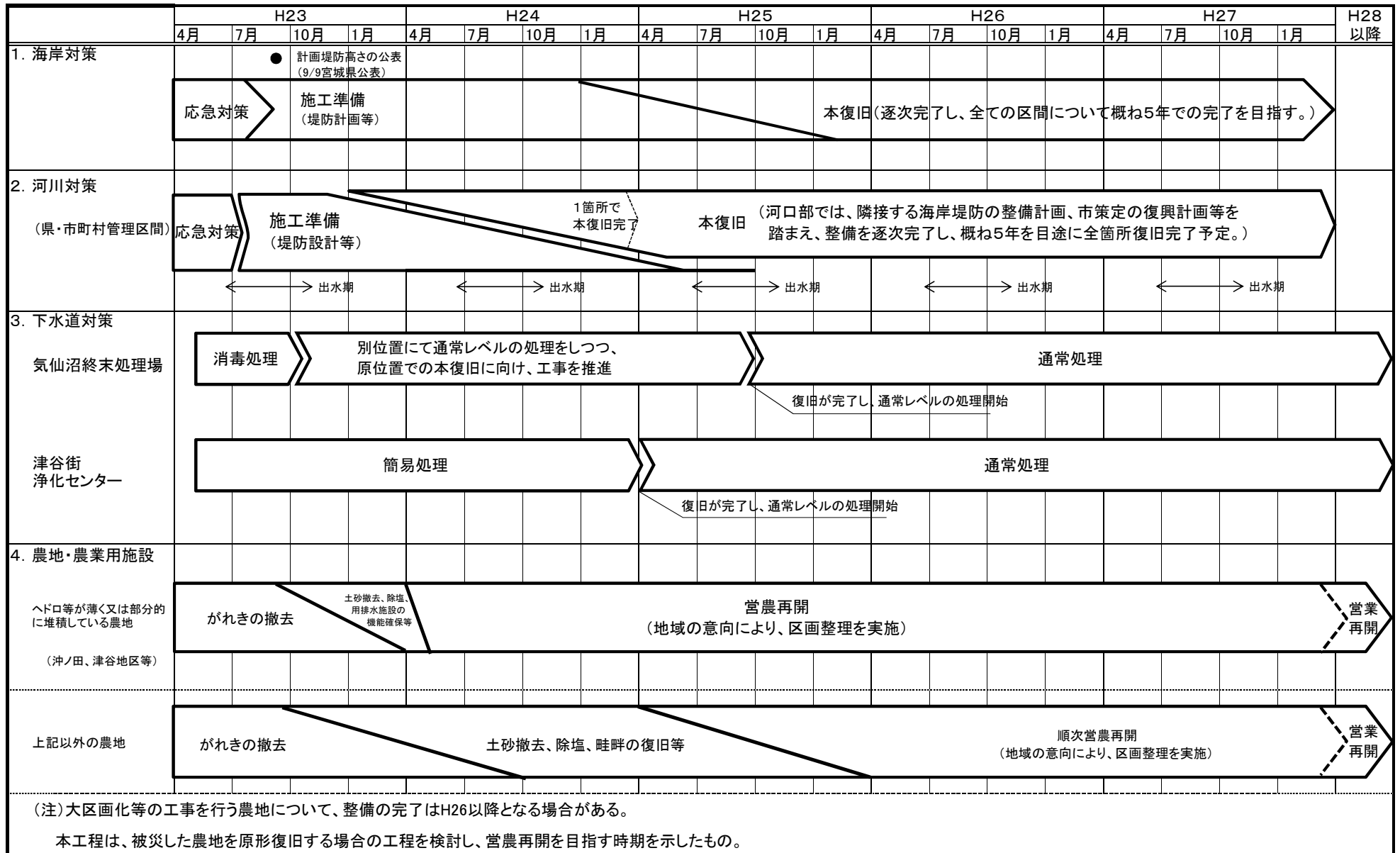
③ 処理状況と処理完了目標について

平成 25 年 3 月末現在、災害廃棄物等約 517 千トン（約 505 千トン（53%）の災害廃棄物、約 12 千トン（2%）の津波堆積物）の処理を実施した。

中間処理・最終処分については、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成 26 年 3 月までを目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずほか再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

津波堆積物の処理は全量を復興資材として利用予定であり、平成 26 年 3 月末までに処理を完了させる。

工程表(宮城県気仙沼市)



	H23				H24				H25				H26				H27				H28							
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	以降							
5. 海岸防災林																												
(旧唐桑町)	再生方針を決定								防潮工の本復旧を実施(概ね3年で完了)																			
(旧気仙沼市)					防潮工の本復旧及び林帯地盤の復旧 → 防風工等の施工が完了した箇所から順次植栽を実施 (概ね5年で完了) (全体の復旧を概ね10年で完了)																							
(旧本吉町)					防潮工の本復旧及び林帯地盤の復旧 → 防風工等の施工が完了した箇所から順次植栽を実施 (概ね5年で完了) (全体の復旧を概ね10年で完了)																							
(国有林)					防潮工の本復旧及び林帯地盤の復旧 → 防風工等の施工が完了した箇所から順次植栽を実施 (概ね5年で完了) (全体の復旧を概ね10年で完了)																							
6. 漁港・漁場・養殖施設・大型定置網 (1) 漁港																												
	23年9月にがれき撤去完了								6漁港で全延長、18漁港で部分的に陸揚げ機能が回復												27年度末までに、必要な漁港施設の復旧の完了を目指す							

	H23				H24				H25				H26				H27				H28以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
基大な被害を受けた社会教育施設の復旧																					
	施設の本格復旧																				
	※津波による被害を受けた中央公民館、中央公民館体育館、鹿折公民館、小泉公民館、気仙沼市南運動広場については、平成30年度までの復旧を目標																				
8. 土砂災害対策																					
	土砂災害危険箇所等の点検等				緊急的な土砂災害対策の実施																
	(※)土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用していたが、平成24年5月に通常基準の6割から通常基準の8割に引き上げを実施。																				
9. 災害廃棄物の処理																					
					(住民が生活している場所の近くの災害廃棄物)																
													(その他の災害廃棄物)								
					(中間処理・最終処分)																
													(木くず、コンクリートくずの再生利用)								